

| | | |
|------------|--|----------|
| 資料編 | ----- | 1 |
| 1 | 市民政策コメントの実施結果について ----- | 2 |
| 2 | 鳥取市の地域福祉の推進に関する住民意識調査結果の概要 ----- | 3 |
| 3 | 鳥取市 地域福祉に関する団体ヒアリング調査結果の概要 ----- | 14 |
| 4 | 鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会 について ----- | 17 |
| | (1) 鳥取市地域福祉推進委員会設置要綱 ----- | 17 |
| | (2) 鳥取市地域福祉活動計画作成委員会設置要綱 ----- | 19 |
| | (3) 鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員 会委員名簿 ----- | 21 |
| | (4) 鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員 会の開催状況（開催経緯） ----- | 22 |
| 5 | 鳥取市社会福祉審議会について ----- | 23 |
| | (1) 鳥取市社会福祉審議会条例 ----- | 23 |
| | (2) 鳥取市社会福祉審議会委員名簿 ----- | 25 |
| | (3) 鳥取市社会福祉審議会の開催状況 ----- | 25 |

資料編

1 市民政策コメントの実施結果について

- (1) 募集期間 令和6年12月20日(金)～令和7年1月10日(金)
(2) 募集結果 1件

意見

物騒な世の中で、福祉のみならず個人々の安全確保が課題となっている。

そのためには、共助が必要である。江戸時代には5人組とかいう組織があり隣近所の連携があった。しかし、現在は、隣は何をする人かと不審者があってもわからない。

福祉も防災も必要で、町内会や自治会の世帯組織率は、60%程度でコミュニティとしては希薄であり、加入しない世帯が多く、自治会は地域を代表する組織となっていない。

地域の福祉や安全を考えるなら、災害対策基本法に則したほぼ100%の世帯組織率のある自主防災会が地域の受け皿としてふさわしいのではないか。

自治会を含有した「〇〇町自治防災協議会」とかに組織変更し、法律のもとに地域の全員が参画する組織としないと意味がない。

そのほかに上部団体として地区単位に種々の運営・統括を行う組織が必要となる。そのような方向が示されていたが進展がない。

この福祉実施計画は、市民個人々人を相手にするものであり、漏れが生じる。地域の受け皿となるしっかりした組織が必要である。

意見に対する市の考え方

ご指摘のとおり、年々地域コミュニティの意識が希薄化し、地域における支え合いの機能が低下しています。そのため、この計画では、前計画に引き続き、重点取組の一つとして、住民、自治会・町内会、自主防災会などの地域組織、福祉関係機関等による「地区を単位とする福祉ネットワーク」の構築を促進し、地域でお互いに支え合う地域福祉活動の推進に取り組むこととしています。

また、誰もが地域で安心して暮らし続けるために、避難の必要な人の支援など地域防災力を高める活動を通じて、地域住民と自主防災会、自治会・町内会等が日頃から関係を深め、災害の発生時にはお互いが助け合うことが大切です。

本市においては、町内会単位の自主防災会、地区公民館単位の自主防災会連絡協議会が組織されており、これらの訓練その他活動の支援や防災リーダーの養成等により、地域住民と一体となった防災活動を推進しているところですが、これらの組織と福祉の関係機関が連携した「地区を単位とする福祉ネットワーク」の構築を進めながら、地域防災力向上や地域福祉の推進に取り組んでいきたいと考えています。

2 鳥取市の地域福祉の推進に関する住民意識調査結果の概要

| 調査概要 | |
|------------|--------------------------|
| 調査の対象 | 18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出） |
| 調査数 | 2,500人（住民基本台帳から無作為抽出） |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送回収 |
| 調査時期 | 令和5年11月 |
| 有効回収数（回収率） | 1,291件（51.6%） |

（1）地域との関わりについて

【地域の人との付き合いの程度】

| 問9 近所や地域の人との付き合いの程度 | 回答割合 | 1291 |
|------------------------------|------|------|
| 日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える | 21.4 | 276 |
| たまに立ち話などをする程度のつきあい | 30.0 | 387 |
| 会えばあいさつする程度のつきあい | 37.0 | 479 |
| つきあいはほとんどしていない | 10.1 | 130 |
| 無回答 | 1.5 | 19 |

【自治会（町内会）への加入】

| 問11 自治会（町内会）へ加入している | 回答割合 | 1291 |
|---------------------|------|------|
| はい | 74.5 | 962 |
| いいえ | 20.2 | 261 |
| 無回答 | 5.3 | 68 |

【地域の課題・問題】

| 問25 地域の課題・問題 | 回答割合 | 1291 |
|--------------------|------|------|
| 少子高齢化の進行 | 58.9 | 761 |
| 通院・買い物などの移動手段 | 20.8 | 269 |
| 自治会や地域活動への参加者の減少 | 32.1 | 415 |
| 地域の担い手不足 | 27.9 | 360 |
| 近所や地域のつきあいの減少 | 32.8 | 423 |
| 空き家の増加 | 21.5 | 278 |
| ひとり暮らし高齢者世帯の増加 | 35.6 | 460 |
| 緊急・災害時の体制 | 14.1 | 182 |
| 世代間交流の減少 | 19.9 | 257 |
| 子育て家庭の育児疲れやストレスの問題 | 4.7 | 61 |
| 子どもの非行やいじめ | 3.1 | 40 |
| ひとり親家庭 | 2.3 | 30 |
| ひきこもりの問題 | 3.9 | 50 |
| 特殊詐欺・消費者トラブル | 6.6 | 85 |
| その他 | 1.6 | 21 |
| 特にない | 9.1 | 117 |
| 無回答 | 3.2 | 41 |

(2) 地域活動への参加について

【地域活動への参加状況】

| 問10 地域の行事や町内活動などに参加しているもの | 回答割合 | 1291 |
|------------------------------|------|------|
| 自治会（町内会・集落）活動 | 46.7 | 603 |
| 女性団体活動 | 3.3 | 43 |
| 老人クラブ活動 | 5.9 | 76 |
| 子ども会やPTA活動 | 9.0 | 116 |
| 防犯活動・交通安全活動 | 4.6 | 60 |
| 高齢者支援活動 | 3.4 | 44 |
| 文化・スポーツ活動 | 10.6 | 137 |
| 消防団活動 | 3.0 | 39 |
| 公民館活動 | 16.6 | 214 |
| 子育て支援活動 | 0.9 | 11 |
| 障がい者支援活動 | 1.0 | 13 |
| まちづくり・村づくり活動 | 5.8 | 75 |
| 宗教行事 | 3.3 | 43 |
| 祭り・盆踊りなど | 17.7 | 228 |
| 子どもや青少年の育成活動 | 2.4 | 31 |
| その他 | 2.8 | 36 |
| 参加したことがない | 28.0 | 362 |
| 無回答 | 3.5 | 45 |
| 問10-1 地域の行事や町内活動に参加したことがない理由 | 回答割合 | 362 |
| 仕事を持っているので時間がない | 37.0 | 134 |
| 家事や育児に忙しくて時間がない | 4.1 | 15 |
| 病人・高齢者などの介護で時間がない | 3.9 | 14 |
| 家族の協力・理解がない | 0.0 | 0 |
| 健康や体力に自信がない | 15.2 | 55 |
| 行事や活動に関する情報がない | 9.9 | 36 |
| 人間関係がわずらわしい | 20.7 | 75 |
| 子どもをみてくれる人や施設がない | 0.8 | 3 |
| 身近なところに活動の場がない | 8.0 | 29 |
| 興味の持てる活動が見つからない | 16.3 | 59 |
| 一緒に活動する仲間や友人がいない | 16.3 | 59 |
| 活動に経費がかかる | 2.5 | 9 |
| きっかけがない | 29.8 | 108 |
| その他 | 8.8 | 32 |
| 無回答 | 3.9 | 14 |

【地域の助け合い・支え合い活動の活発化に必要なこと】

| 問26 地域における助け合いや支え合いの活動を活発にするために必要なこと | 回答割合 | 1291 |
|---------------------------------------|------|------|
| 家庭・学校・職場などで、助け合いや支え合いのこころを育むこと | 37.8 | 488 |
| 日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築くこと | 63.6 | 821 |
| 地域の人同士が交流できるイベントなどを、行政や社会福祉協議会が支援すること | 18.7 | 241 |
| 介護やボランティア活動の方法などの研修を、行政や社会福祉協議会が行うこと | 9.1 | 117 |
| 地域にボランティアなどの活動拠点や組織を整備すること | 14.8 | 191 |
| 若者や子育て世代が地域に住み、地域活動にも積極的に参加してくれること | 29.0 | 374 |
| その他 | 3.3 | 43 |
| 無回答 | 5.8 | 75 |

【地域の中で生活するために住民としてできること】

| 問28 安心して地域の中で生活していくために住民としてできること | 回答割合 | 1291 |
|----------------------------------|------|------|
| 地域活動やボランティア活動に積極的に参加する | 14.6 | 189 |
| 学校での行事など家族に関係ある範囲内の活動には参加する | 10.2 | 132 |
| できるだけ地域での出来事に関心を持つ | 55.0 | 709 |
| その他 | 1.3 | 17 |
| 特になし | 14.3 | 185 |
| 無回答 | 4.6 | 59 |

(3) 福祉活動への関心について

【福祉への関心】

| 問12 「福祉」に関心があるか | 回答割合 | 1291 |
|-----------------|------|------|
| とても関心がある | 17.1 | 221 |
| やや関心がある | 54.8 | 707 |
| あまり関心がない | 22.5 | 290 |
| まったく関心がない | 3.3 | 43 |
| 無回答 | 2.3 | 30 |

【福祉に関するボランティアの参加の状況】

| 問13 今までに福祉に関するボランティア活動に参加したことがあるか | 回答割合 | 1291 |
|-----------------------------------|------|------|
| 現在、参加している | 10.8 | 139 |
| 以前、参加したことがある | 26.8 | 346 |
| 参加したことがない | 58.5 | 756 |
| 無回答 | 3.9 | 50 |

【ボランティア活動への関わり】

| 問13-1 どのようなボランティア活動にかかわっている(いた)か | 回答割合 | 485 |
|----------------------------------|------|-----|
| 子どもに関する活動 | 27.0 | 131 |
| 高齢者に関する活動 | 27.2 | 132 |
| 障がいのある人に関する活動 | 15.7 | 76 |
| 生活困窮者に関する活動 | 3.9 | 19 |
| 地域づくりに関する活動 | 30.5 | 148 |
| 青少年の健全な育成に関する活動 | 8.2 | 40 |
| 健康づくりや栄養・食生活に関する活動 | 14.6 | 71 |
| 環境美化活動 | 32.0 | 155 |
| 防災・防犯に関する活動 | 16.5 | 80 |
| 災害ボランティア活動 | 6.4 | 31 |
| スポーツ・文化・レクリエーション・生涯学習に関する活動 | 28.7 | 139 |
| その他 | 2.9 | 14 |
| 無回答 | 3.1 | 15 |

【ボランティア活動への参加意向】

| 問14 【ア. 子ども】のボランティア活動への参加 | 回答割合 | 1291 |
|-----------------------------|------|------|
| 是非、参加したい | 5.9 | 76 |
| 友人などが一緒なら参加したい | 10.8 | 140 |
| 時間があれば参加したい | 32.3 | 416 |
| 参加したくない | 27.3 | 353 |
| 無回答 | 23.7 | 306 |
| 問14 【イ. 高齢者】のボランティア活動への参加 | 回答割合 | 1291 |
| 是非、参加したい | 4.6 | 59 |
| 友人などが一緒なら参加したい | 11.4 | 147 |
| 時間があれば参加したい | 34.9 | 451 |
| 参加したくない | 30.3 | 391 |
| 無回答 | 18.8 | 243 |
| 問14 【ウ. 障がい者】のボランティア活動への参加 | 回答割合 | 1291 |
| 是非、参加したい | 3.3 | 42 |
| 友人などが一緒なら参加したい | 7.3 | 94 |
| 時間があれば参加したい | 29.3 | 378 |
| 参加したくない | 33.5 | 433 |
| 無回答 | 26.6 | 344 |
| 問14 【エ. 生活困窮者】のボランティア活動への参加 | 回答割合 | 1291 |
| 是非、参加したい | 2.2 | 29 |
| 友人などが一緒なら参加したい | 6.5 | 84 |
| 時間があれば参加したい | 24.8 | 320 |
| 参加したくない | 38.0 | 490 |
| 無回答 | 28.5 | 368 |

(4) 生活課題の支援について

【不安や悩み】

| 問15 日頃の生活での不安や悩み | 回答割合 | 1291 |
|--|------|------|
| 日常の金銭管理 | 12.5 | 162 |
| 自身や家族の身体のこと（病気や障がいなど） | 33.3 | 430 |
| 契約のこと（サービス利用など） | 2.6 | 34 |
| 家や土地などの財産管理や処分 | 17.3 | 223 |
| 相続や遺言 | 10.1 | 131 |
| 自分の身の回りの世話 | 7.5 | 97 |
| 自身や家族の介護のこと | 26.0 | 336 |
| 家庭内での人間関係 | 5.0 | 64 |
| 地域での人間関係 | 5.8 | 75 |
| 仕事に関すること | 16.6 | 214 |
| 子育てや教育のこと | 8.3 | 107 |
| 通院・買い物などの移動手段のこと | 9.0 | 116 |
| 経済的なこと（世帯の収入など） | 23.9 | 309 |
| 本人及び家族のひきこもり | 2.2 | 29 |
| 複合的な悩みを抱えている（例えば、介護と子育てを担っている、病気で生活苦に陥っている等） | 1.8 | 23 |
| その他 | 1.5 | 19 |
| 特にない | 23.4 | 302 |
| 無回答 | 2.9 | 37 |

【不安や悩みの相談先】

| 問16 不安や悩みの相談先 | 回答割合 | 1291 |
|---------------------------|------|------|
| 家族・親族 | 79.3 | 1024 |
| 近所の人 | 4.8 | 62 |
| 友人 | 38.9 | 502 |
| 職場の人 | 11.7 | 151 |
| 病院など医療機関・薬局 | 10.9 | 141 |
| 介護サービス事業所（デイサービス・ヘルパー等含む） | 3.5 | 45 |
| 介護支援専門員（ケアマネジャー） | 4.7 | 61 |
| 民生委員・児童委員・主任児童委員 | 1.4 | 18 |
| 市役所の相談窓口 | 6.4 | 82 |
| 社会福祉協議会 | 1.0 | 13 |
| 障がい者相談支援センター | 1.4 | 18 |
| 保育所・こども園・幼稚園・学校 | 1.9 | 25 |
| 地域福祉相談センター | 2.9 | 37 |
| 地域食堂 | 0.2 | 2 |
| 相談できる人や相談先はない | 2.9 | 37 |
| 相談しない | 5.0 | 64 |
| 無回答 | 1.2 | 16 |

【福祉の情報の入手先】

| 問17 福祉に関する情報の入手先 | 回答割合 | 1291 |
|---------------------|------|------|
| 行政の窓口や広報誌・お知らせ | 43.5 | 562 |
| 社会福祉協議会 | 5.6 | 72 |
| 自治組織等の役員や回覧板 | 19.8 | 256 |
| 家族・親族 | 19.4 | 251 |
| 近所の人や友人など | 14.3 | 184 |
| 民生委員・児童委員・主任児童委員 | 2.5 | 32 |
| 医療機関・介護従事者 | 10.8 | 140 |
| 新聞・テレビ・ラジオ | 32.0 | 413 |
| 書籍や雑誌 | 5.5 | 71 |
| インターネット・ホームページ | 21.8 | 282 |
| ツイッターやインスタグラムなどのSNS | 5.0 | 64 |
| 保育所・こども園・幼稚園・学校 | 5.7 | 74 |
| 特に入手していない | 18.6 | 240 |
| 無回答 | 1.9 | 25 |

(5) 災害への備えや災害時の対応について

【災害に対する備えの状況】

| 問20 地震や風水害、火災などの災害に対して行っている備え | 回答割合 | 1291 |
|-------------------------------------|------|------|
| 家具などの転倒防止 | 22.0 | 284 |
| 避難場所や経路の確認 | 34.9 | 450 |
| 災害時に必要な食料・飲料の準備 | 29.1 | 376 |
| 地域の防災訓練などへ参加すること | 17.6 | 227 |
| 災害時に必要な備品（ラジオ・懐中電灯・携帯コンロなど）の準備 | 44.2 | 571 |
| 災害時の連絡方法や集合場所などを家族・親族で話し合うこと | 19.9 | 257 |
| 近所や地域における助け合いの方法や要配慮者を確認すること | 6.7 | 87 |
| 常日頃から、テレビ、新聞、インターネットなどで災害対策の情報を得ること | 36.6 | 472 |
| ハザードマップなどで居住地域がどれくらい危険なのかを確認すること | 28.1 | 363 |
| 個別避難計画を作成すること | 0.9 | 12 |
| 鳥取市防災アプリをダウンロードしている | 10.9 | 141 |
| その他 | 0.9 | 11 |
| 特に備えはしていない | 13.3 | 172 |
| 無回答 | 3.4 | 44 |

【災害にあったとき頼る人・ところ】

| | | |
|---------------------|------|------|
| 家族・親族 | 86.7 | 1119 |
| 近所の人 | 23.5 | 304 |
| 友人 | 20.7 | 267 |
| 自治会・消防団などの地域組織 | 14.9 | 193 |
| 市役所 | 15.0 | 194 |
| 社会福祉協議会 | 1.2 | 16 |
| 警察・消防署 | 16.9 | 218 |
| その他 | 0.7 | 9 |
| 頼りにする人や頼りにできるところはない | 4.2 | 54 |
| 無回答 | 2.6 | 34 |

【避難行動要支援者支援制度の認知状況】

| 問22 「避難行動要支援者支援制度」の認知状況 | 回答割合 | 1291 |
|-------------------------|------|------|
| よく知っている | 11.1 | 143 |
| 名称を見聞きしたことがある程度 | 34.3 | 443 |
| 知らない | 51.1 | 660 |
| 無回答 | 3.5 | 45 |

【避難支援者になることへの考え】

| 問23 避難支援者になることへの考え | 回答割合 | 1291 |
|-----------------------------------|------|------|
| 自分の家族、親族であれば、避難支援者になってもよい | 62.7 | 810 |
| 友人、知人であれば、避難支援者になってもよい | 41.2 | 532 |
| 町内の人や同じ自治会の人であれば、避難支援者になってもよい | 31.8 | 411 |
| 知らない人でも、避難支援者になってもよい | 12.2 | 158 |
| 自分自身が要配慮者である（高齢、障がい等により災害時に支援が必要） | 9.8 | 126 |
| その他 | 3.2 | 41 |
| 避難支援者になりたくない | 9.5 | 123 |
| 無回答 | 6.1 | 79 |

【災害時の助け合いで重要なこと】

| 問24 災害時における助け合いを行う上で重要なこと | 回答割合 | 1291 |
|---------------------------|------|------|
| 日頃からのあいさつや声かけ、付き合い | 70.3 | 907 |
| 地域の支援や配慮が必要な人の把握 | 38.7 | 499 |
| 支援や配慮が必要な人に対する情報伝達体制の構築 | 26.8 | 346 |
| 地域における援助体制の構築 | 32.9 | 425 |
| 災害ボランティアの育成 | 8.4 | 109 |
| 日頃の避難訓練 | 22.9 | 295 |
| その他 | 1.2 | 15 |
| 無回答 | 5.3 | 68 |

(6) 福祉の制度や仕組み、言葉の認知度について

【名称や内容についての認知度】

| | | |
|---------------------------------------|-------------|-------------|
| 問30【ア. 地域食堂】 | 回答割合 | 1291 |
| 名称も内容も知っている | 32.3 | 417 |
| 名称は知っているが内容は知らない | 38.1 | 491 |
| 名称も内容も知らない | 23.2 | 300 |
| 無回答 | 6.4 | 83 |
| 問30【イ. いきいきふれあいサロン】 | 回答割合 | 1291 |
| 名称も内容も知っている | 19.5 | 252 |
| 名称は知っているが内容は知らない | 36.6 | 472 |
| 名称も内容も知らない | 37.8 | 488 |
| 無回答 | 6.1 | 79 |
| 問30【ウ. 孤独孤立防止サポーター（つながりサポーター）】 | 回答割合 | 1291 |
| 名称も内容も知っている | 3.9 | 50 |
| 名称は知っているが内容は知らない | 19.4 | 251 |
| 名称も内容も知らない | 68.8 | 888 |
| 無回答 | 7.9 | 102 |
| 問30【エ. 地域福祉相談センター】 | 回答割合 | 1291 |
| 名称も内容も知っている | 13.2 | 171 |
| 名称は知っているが内容は知らない | 41.0 | 529 |
| 名称も内容も知らない | 38.3 | 494 |
| 無回答 | 7.5 | 97 |
| 問30【オ. 地域包括ケアシステム】 | 回答割合 | 1291 |
| 名称も内容も知っている | 15.4 | 199 |
| 名称は知っているが内容は知らない | 31.1 | 402 |
| 名称も内容も知らない | 46.1 | 595 |
| 無回答 | 7.4 | 95 |
| 問30【カ. 生活困窮者自立支援制度】 | 回答割合 | 1291 |
| 名称も内容も知っている | 7.4 | 96 |
| 名称は知っているが内容は知らない | 42.1 | 543 |
| 名称も内容も知らない | 42.5 | 549 |
| 無回答 | 8.0 | 103 |
| 問30【キ. 地域共生社会】 | 回答割合 | 1291 |
| 名称も内容も知っている | 7.7 | 99 |
| 名称は知っているが内容は知らない | 32.4 | 418 |
| 名称も内容も知らない | 51.6 | 667 |
| 無回答 | 8.3 | 107 |

(7) 孤独・孤立について

【孤独を感じる程度】

| 問32 孤独であると感じること | 回答割合 | 1291 |
|-----------------|------|------|
| 決してない | 13.4 | 173 |
| ほとんどない | 48.5 | 626 |
| たまにある | 22.1 | 285 |
| 時々ある | 8.9 | 115 |
| しばしばある・常にある | 3.8 | 49 |
| 無回答 | 3.3 | 43 |

【人とのつきあい】

| 問33 人とのつきあいが無いと感じること | 回答割合 | 1291 |
|----------------------|------|------|
| 決してない | 16.3 | 210 |
| ほとんどない | 43.6 | 564 |
| 時々ある | 29.7 | 383 |
| 常にある | 7.4 | 95 |
| 無回答 | 3.0 | 39 |

【人との会話の程度】

| 問36 同居の家族を含む、人との普段の会話の程度 | 回答割合 | 1291 |
|--------------------------|------|------|
| 毎日会話をしている | 83.2 | 1076 |
| 2～3日に1回 | 8.1 | 104 |
| 1週間に1回 | 2.6 | 33 |
| 1週間に1回未満、ほとんど話をしない | 2.8 | 36 |
| 無回答 | 3.3 | 42 |

【孤独・孤立問題への対策】

| 問37 「孤独・孤立問題」への対策で必要と思うこと | 回答割合 | 1291 |
|--|------|------|
| 市民が「孤独・孤立問題」を知る機会の提供 | 20.4 | 264 |
| 支援が届いていない方を早期に把握するための行政の仕組みづくり | 38.8 | 501 |
| まわりに不安や悩みを抱えている人がいたら、声掛けや手助けをしようとする地域づくり | 35.0 | 452 |
| 当事者が気軽に集まれる様々な居場所づくり | 42.8 | 553 |
| 当事者が社会とつながるための居場所等への参加支援 | 31.7 | 409 |
| その他 | 2.4 | 31 |
| わからない | 16.6 | 214 |
| 無回答 | 5.0 | 64 |

(8) 再犯防止について

【犯罪をした人の立ち直りへの協力意向】

| 問38 犯罪をした人の立ち直りに協力したいか | 回答割合 | 1291 |
|-----------------------------|------|------|
| 思う | 5.4 | 70 |
| どちらかといえば思う | 20.7 | 267 |
| どちらかといえば思わない | 24.0 | 310 |
| 思わない | 16.3 | 210 |
| わからない | 26.9 | 347 |
| 無回答 | 6.7 | 87 |
| 問38-1 どのような協力をしたいか | 回答割合 | 337 |
| 犯罪をした人に直接会って継続的に助言や援助をする | 10.1 | 34 |
| 協力雇用主として、犯罪をした人を雇用する | 6.8 | 23 |
| 更生保護施設にお金や品物などを寄附する | 18.1 | 61 |
| 再犯防止に関するボランティア活動に参加する | 27.9 | 94 |
| 広報・啓発活動に参加する | 18.1 | 61 |
| インターネットを活用して広報・啓発活動の情報を発信する | 5.6 | 19 |
| その他 | 2.4 | 8 |
| わからない | 32.3 | 109 |
| 無回答 | 2.7 | 9 |

(9) 鳥取市社会福祉協議会の活動について

【「鳥取市社会福祉協議会」の認知状況】

| 問41 「鳥取市社会福祉協議会」の認知状況 | 回答割合 | 1291 |
|----------------------------|------|------|
| 活動内容まで、よく知っている | 17.7 | 229 |
| 名前を見聞きしたことはあるが、活動内容はよく知らない | 67.0 | 865 |
| 知らない | 10.8 | 139 |
| 無回答 | 4.5 | 58 |

【鳥取市社会福祉協議会の活動内容の認知状況】

| 問43 「鳥取市社会福祉協議会」の知っている活動内容 | 回答割合 | 1291 |
|---|------|------|
| となり組福祉員・愛の訪問協力員による見守り活動 | 21.1 | 273 |
| 生活支援コーディネーター（地域での高齢者等への生活支援の仕組み作りの推進役） | 15.0 | 194 |
| ふれあい型食事サービス（配食・会食を通じて見守り、安否確認をするサービス） | 26.2 | 338 |
| ふれあい・いきいきサロン（地域で気軽に集えるおしゃべりや会食等を行う場） | 30.3 | 391 |
| ふれあいデイサービス（健康チェック、レクリエーション等の介護予防のサービス） | 23.7 | 306 |
| いのちのバトン（救急時に備え、医療情報などを専用容器（バトン）に入れ保管する） | 12.2 | 158 |
| わが町支え愛活動（支え愛マップの作成を通じて、住民同士の見守りや支え愛を推進する） | 5.9 | 76 |
| 総合相談（心配ごと相談・弁護士や司法書士等による各種専門相談） | 16.8 | 217 |
| 生活福祉資金の貸付 | 9.1 | 118 |
| ボランティア・市民活動センターの運営 | 14.9 | 192 |
| ファミリー・サポート・センターの運営 | 16.0 | 207 |
| 地域交流機材・レクリエーション用具・車いすの貸出し | 15.6 | 201 |
| 障がい児・者福祉サービス（デイサービス等） | 23.6 | 305 |
| 介護保険事業（デイサービス等） | 33.5 | 433 |
| 金銭管理や福祉サービスの利用援助等（日常生活自立支援事業） | 6.5 | 84 |
| 法人後見・市民後見人の養成 | 4.8 | 62 |
| 要援護者を支えるためのネットワークの構築 | 7.5 | 97 |
| 高齢者の趣味の教室（囲碁・将棋・陶芸等） | 15.5 | 200 |
| 福祉学習サポーター（高齢者疑似体験・車いす体験など） | 9.1 | 118 |
| 交通弱者等の送迎（福祉有償運送事業・公共交通機関空白地有償運送事業） | 5.6 | 72 |
| その他 | 0.2 | 3 |
| わからない | 27.8 | 359 |
| 無回答 | 5.1 | 66 |

（10）市の福祉施策について

【地域福祉における市民と行政との関係】

| 問27 地域福祉における市民と行政との関係について | 回答割合 | 1291 |
|--|------|------|
| 自分自身で自立していくため、自ら解決すべき課題を乗り越える努力をすべきである | 9.6 | 124 |
| 地域の住民同士が交流し、住民同士で支え合う仕組みづくりをすべきである | 12 | 155 |
| 家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである | 27.9 | 360 |
| 住民も行政も協力しあい、福祉の充実のために共に取り組むべきである | 22.6 | 292 |
| 行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分を市民が助け合うべきである | 13.9 | 179 |
| 福祉サービスの提供は行政の責務であるため、市民が助け合う必要はない | 1.5 | 20 |
| わからない | 8.6 | 111 |
| 無回答 | 3.9 | 50 |

【市や社会福祉協議会が力を入れるべき福祉施策】

| 問44 地域共生のまちを実現するために特に力を入れるべきこと | 回答割合 | 1291 |
|-------------------------------------|------|------|
| 在宅福祉サービスの充実 | 37.3 | 481 |
| 施設サービスの充実 | 30.7 | 396 |
| 相談窓口や相談員の充実 | 33.3 | 430 |
| ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの人員の拡充 | 15.8 | 204 |
| 福祉に関する情報提供の充実 | 35.5 | 458 |
| 手当や助成など、住民に対する経済的支援の充実 | 28.7 | 371 |
| 施設や交通機関などにおけるバリアフリーの推進 | 14.9 | 192 |
| 日常の交通や移動手段の確保 | 33.9 | 438 |
| 地域活動や地域福祉活動への公的支援の充実 | 19.9 | 257 |
| 地域活動や地域福祉活動を担う人材の育成 | 20.0 | 258 |
| 地域の方がどなたでも気軽に集い交流できる場の整備 | 23.2 | 299 |
| 健康づくりや生きがいがづくりの場の提供 | 26.5 | 342 |
| 住民同士の活動や交流が活発になる施策や支援 | 18.4 | 237 |
| 福祉に関する教育や研修の場の提供 | 12.9 | 166 |
| 災害に備えた体制の整備と住民の防災意識を向上させる場の提供 | 21.9 | 283 |
| 福祉活動拠点の充実 | 9.8 | 126 |
| その他 | 1.1 | 14 |
| 特にない | 7.7 | 99 |
| 無回答 | 6.5 | 84 |

3 鳥取市 地域福祉に関する団体ヒアリング調査結果の概要

| 調査概要 | |
|-------|---|
| 調査の対象 | 地域福祉関係団体及び行政関係の関連部署 (地域活動団体、高齢者福祉活動団体、障がい者福祉活動団体、子育て支援団体、当事者の団体など、幅広い分野から聞き取り) |
| 調査団体数 | 22団体 |
| 調査期日 | 令和6年6月～8月 |

【団体・組織の活動地域・活動分野における実情や問題点、課題（要旨）】

| 高齢者福祉分野 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理、ごみ捨て、移動など日常生活の支援が必要。 ・認知症のある独居高齢者の健康管理。 ・身寄りのない高齢者等の身元を保証する仕組みが必要。 ・交通手段がなく通院や買い物、社会参加が難しい。移動手段の確保（乗り合いバス等）が必要。 ・高齢で外出や人と話す機会が減っている。交流を行う通いの場の選択肢が少ない。 ・社会交流・役割の場が通える距離にあることが必要。 |
| 障がい者福祉分野 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・支援者の高齢化。 ・病状により日によって体調の変動があり、町内の活動に参加できないことがある。 ・精神疾患に対する地域住民の理解が必要。一人の人として理解して受け入れて欲しい。 ・民生委員等を対象として、ピアサポーターの体験談等話をする機会を提供して欲しい。 ・地域共生には居場所が必要。就労している人も休日の居場所がない。 ・賃金が安い。障がい年金、就労による賃金等を足しても生活が苦しい状況。 |
| 子育て支援分野 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民が放課後児童クラブから帰宅する児童の見守りをしてきている。 ・活動内容を地域に理解してもらえるようにオープンにし、地域の方と交流できる場にしていきたい。 ・18歳以降も継続した支援が必要だが、県東部にはそのための社会資源が少ない。 ・事案に対しての相談窓口が分かるようにしてほしい。 ・支援を必要としている児童・生徒の情報共有や専門機関の連携体制に課題がある。 |

※【ピアサポーター】同じ境遇や課題を抱える仲間同士で支え合う「ピアサポート」の活動を行う人。

地域食堂（こども食堂）

- ・地域食堂、フリースクール（不登校児童・生徒対象）など様々な活動を通して幅広い年齢層の悩み、相談を受けていて、地域の中で顔を見ながらじっくり話を聞いてもらえる居場所として認知されている。
- ・地域食堂や子どもが主体として運営しているカフェを通じて、困りごとの相談、つぶやきの拾い上げなどを支援機関につなげている
- ・企業から定期的に協賛がある。企業も地域のために何かしたい気持ちをもっている。
- ・孤独・孤立の状態にある人へどう情報を届け、関係をつくっていくかが課題。
- ・地域食堂は「食べるのに困っている人が行くところ」という偏見がある。
- ・地域や家族との関りが薄くなりがちの高齢者との関係性づくり（個食、引きこもり、同居していても孤立している高齢者は多い）。

認知症当事者

- ・認知症があっても地域で暮らす仕組み作り、家族への理解やフォローアップが必要。
- ・医学的・概念的な理解よりも、本人の感覚や暮らしの状況を、本人との交流を通して理解してもらう必要がある。
- ・地域コミュニティへの参加はあまりない。地域の人もどう声をかけてよいか分からない、という声がある。
- ・就労が障がい者の作業所の話になりがち。認知症の人が働くことをサポートしてほしい。

複合的な課題

- ・8050問題（地域からの孤立、子世代への支援を含め必要な機関との連携が必要）
- ・同じ世帯で障がい、引きこもり、生活困窮など複合的な問題を抱える家庭がある。
- ・複合的な問題を抱える家庭と関わりのある、地域住民や民生委員からの相談に対する事業所の相談体制の確保。

相談の窓口

- ・困りごとが発信できない人やどこに相談したらよいか分からない人への相談窓口の周知について活動の工夫が必要。
- 自死対策
- ・自治会や町内会に活動を知ってもらい、孤独・孤立して悩みを抱えている人に相談窓口を周知してほしい。
 - ・自死遺族が相談しやすいように相談窓口や「家族の会」の周知を行政にお願いしたい。

地域の防災

○高齢者

- ・避難場所や危険想定区域の周知が不十分。
- ・医療処置の必要な方の避難先の確保。
- ・支援を要する人は避難所に行く方法がなく避難をあきらめている。
- ・高齢者への個別避難計画の申請の周知が不十分、地域の組織等と一緒に考える機会がない。

○障がい者

- ・説明しても避難行動要支援者への登録希望者が少ない。
- ・（避難行動要支援者支援制度）人のことよりも自分自身が先に逃げることになるだろうから、支援者を頼みにくい。
- ・地域の関係者とつながるのが難しい。民生委員や自治会と意見交換できる場があるとよい。
- ・避難所の設備や体制が十分でない（車椅子対応トイレ、障がいのある人への居住場所の配慮）。

地域福祉の課題

○地域の担い手

- ・役員の高齢化。町内会活動も高齢者が多く、若い人はほとんど出てこない。
- ・民生委員のなり手が少ない。支援の必要な人の増加で負担感が増している。
- ・ボランティアの減少。となり組福祉員、愛の訪問協力員をやってもらえる人がいない。

○地域福祉活動

- ・マンション・アパートが自治会に未加入で、独居高齢者の安否確認が困難。
- ・少子高齢化、空き家の増加、認知症、8050問題が課題。
- ・障がい、当事者との関わり方に対する理解不足。

○他の地域組織との連携

- ・地区内の他の組織とつながりを持っておく必要がある。
- ・地区内の組織同士の連携が不足している。
- ・共助の世界を作らないと災害の対応はできない。日頃の人間関係が大事だと思う。

その他

○生活困窮

- ・保証人探しの難航により、入院・手術ができない、家賃の低いところに引っ越せないなどの問題が発生している。

4 鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会について

(1) 鳥取市地域福祉推進委員会設置要綱

鳥取市地域福祉推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市地域福祉計画の策定等に当たり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）第107条に定める鳥取市地域福祉計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 前号の計画の進捗管理に関すること。
- (3) 法第106条の5に定める鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画の作成及び変更に関すること。
- (4) 前号の計画の進捗管理に関すること。
- (5) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に定める鳥取市再犯防止推進計画の作成及び変更に関すること。
- (6) 前号の計画の進捗管理に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 地域福祉支援団体の代表者
- (4) 地域福祉市民活動団体の代表者
- (5) 地域福祉活動を行う法人の代表者
- (6) 地域福祉関係機関の職員
- (7) 公募市民
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度から3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、次の専門部会を置く。

(1) 住民参加と地域福祉活動の促進に関する専門部会

(2) 相談支援と権利擁護体制の強化に関する専門部会

(3) 地域で安心して暮らせる基盤づくりに関する専門部会

2 各専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉部地域福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱の各規定の施行に当たっては、鳥取市地域福祉計画と鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の鳥取市地域福祉活動計画の策定等が一体的に行われるよう、市社協との協議を踏まえ、又は連携して行う。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員長が選任されていない場合に開かれる会議は、第7条の規定に関わらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(2) 鳥取市地域福祉活動計画作成委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市地域福祉活動計画の策定等に当たり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市地域福祉活動計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 鳥取市地域福祉活動計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 前号の計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 地域福祉支援団体の代表者
- (4) 地域福祉市民活動団体の代表者
- (5) 地域福祉活動を行う法人の代表者
- (6) 地域福祉関係機関の職員
- (7) 公募市民
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度から3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括し、代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、次の専門部会を置く。

- (1) 住民参加と地域福祉活動の促進に関する専門部会
 - (2) 相談支援と権利擁護体制の強化に関する専門部会
 - (3) 地域で安心して暮らせる基盤づくりに関する専門部会
- 2 各専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を地域福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱の各規定の施行に当たっては、鳥取市地域福祉活動計画と鳥取市（以下「市」という。）の鳥取市地域福祉計画の策定等が一体的に行われるよう、市との協議を踏まえ、又は連携して行う。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員長が選任されていない場合に開かれる会議は、第7条の規定に関わらず、会長が招集する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(3) 鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会委員名簿

(任期 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで)

(順不同・敬称略)

| 区分 | 団体 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|--------------|--------------------------|---------------|--------|-------------|
| 地域団体 | 鳥取市自治連合会 | 副会長 | 福田 正美 | 令和6年5月31日まで |
| | | | 森田 松雄 | 令和6年6月1日から |
| | 鳥取市地区社会福祉協議会 連絡会 | 鹿野町社協会長 | 笥 寛 | |
| | 鳥取市民生児童委員協議会 | 副会長 | 大黒 進 | |
| 地域福祉支援 団体 | 特定非営利活動法人 地域共生とっとり | 理事長 | 竹本 匡吾 | 副委員長 |
| | 特定非営利活動法人 鳥取青少年ピアサポート | 法人事務局長 | 山本 隆義 | |
| | 麒麟のまち 地域食堂ネットワーク | 事務局（コーディネーター） | 山根 恒 | |
| 市民活動団体 | ふそう支え愛ネットワークの会 | 会長 | 西川 秋夫 | |
| | 特定非営利活動法人さじ未来 | 理事長 | 小谷 繁喜 | |
| 地域福祉活動 法人 | 社会福祉法人鳥取福祉会 | 常務理事 | 坪上 徹雄 | 委員長 |
| | 社会福祉法人あすなる会 | 施設長 | 小林 真司 | |
| | 社会福祉法人こうほうえん | 理事 | 藪本 剛 | |
| | 鳥取医療生活協同組合 | 専務理事 | 林 憲治 | |
| 更生保護関係 | 鳥取保護区保護司会 | 保護司 | 河根 裕二 | |
| | 鳥取県地域生活定着 支援センター | 相談支援員 | 竹内 聡 | |
| 地域福祉関係 団体 | 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 | 地域福祉部 部長 | 川瀬 亮彦 | |
| 学識経験者 | 国立大学法人鳥取大学地域学部 | 教授 | 竹川 俊夫 | |
| 公募委員 | | | 清水 はるみ | |
| | | | 中島 淳子 | |
| | | | 西井 千織 | |

(4) 鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会の開催状況（開催経緯）

| 開催期日 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 令和6年5月20日（月） | 令和6年度第1回 (1) 次期計画の策定に係る考え方について (2) 今後のスケジュールについて (3) アンケート調査結果、数字から見る鳥取市の地域福祉の現状と課題について（意見交換） |
| 令和6年7月22日（月）、 7月23日（火） | 令和6年度第2回（専門部会形式で開催） (1) アンケート調査から見る課題の整理について (2) 地域福祉活動団体・支援機関の主な意見から見る課題の整理について (3) 重点取組に対する取組状況・成果・課題等について（意見交換） |
| 令和6年8月29日（木）、 8月30日（金） | 令和6年度第3回（専門部会形式で開催） (1) 第1回、第2回委員会で委員から出された意見について (2) 次期計画の体系について（意見交換） |
| 令和6年10月31日（木） | 令和6年度第4回 (1) 計画の体系（案）について (2) 計画（施策）の展開（案）について |
| 令和6年11月28日（木） | 令和6年度第5回 (1) 計画の素案について (2) 計画の進行管理について |
| 令和7年1月30日（木） | 令和6年度第6回 (1) 計画の原案について (2) 評価指標について |

5 鳥取市社会福祉審議会について

(1) 鳥取市社会福祉審議会条例

鳥取市社会福祉審議会条例

平成29年12月22日

鳥取市条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項及び第2項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。

2 各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 前2条の規定は、専門分科会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(鳥取市社会福祉審議会条例の廃止)

2 鳥取市社会福祉審議会条例(昭和48年鳥取市条例第4号)は、廃止する。

附 則(平成31年3月25日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 鳥取市社会福祉審議会委員名簿

(任期 令和6年6月14日から令和9年6月13日まで)

(順不同・敬称略)

| 団体 | 氏名 | 備考 |
|-----------------------------|--------|------|
| 鳥取市議会 | 星見 健蔵 | |
| 鳥取市社会福祉協議会 | 田中 節哉 | |
| 鳥取市民生児童委員協議会 | 大黒 進 | |
| 鳥取市老人クラブ連合会 | 藤田 祐治 | |
| 鳥取市自治連合会 | 森田 松雄 | |
| 鳥取市身体障害者福祉協会連合会 | 安養寺 立志 | |
| 鳥取市肢体不自由児者父母の会 | 藤原 美江子 | |
| 鳥取市手をつなぐ育成会 | 松ノ谷 博 | |
| 鳥取市精神障がい者家族会 | 市谷 貴志子 | |
| 鳥取県東部医師会 | 石谷 暢男 | 委員長 |
| 鳥取県東部医師会 | 岡田 浩子 | |
| 鳥取県東部歯科医師会 | 池田 実央 | |
| 鳥取県東部歯科医師会 | 目黒 道生 | |
| とっとり東部権利擁護支援センター | 荻原 誉康 | |
| 鳥取市ボランティア市民活動センター | 金谷 達美 | |
| 認知症の人と家族の会 鳥取県支部 | 矢部 征 | |
| 鳥取市シルバー人材センター | 山本 雅宏 | |
| 鳥取県社会福祉士会 | 垣屋 稲二良 | |
| 鳥取市放課後児童クラブ連合会 | 澤 久美子 | |
| 鳥取県子ども家庭育み協会 | 森田 明美 | |
| 鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会（認定こども園代表） | 青木 真奈美 | |
| 鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会（私立幼稚園代表） | 石本 裕美 | |
| 地域サポートネットワークとっとり | 山口 朝子 | |
| 鳥取大学地域学部 | 塩野谷 齊 | 副委員長 |
| 鳥取短期大学幼児教育保育学科 | 國本 真吾 | |

(3) 鳥取市社会福祉審議会の開催状況

| 開催期日 | 内容 |
|--------------|----------------|
| 令和7年2月13日（水） | 鳥取市地域福祉推進計画の審議 |